

私は、

請願第 3 号「(仮称) ボートピア津幡建設計画の見直しを求める請願」、
請願第 4 号「津幡町住民投票条例制定を求める請願」、
継続審査となっています請願 35 号「町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願」、請願 36 号「議事録を町のホームページでも公開するよう求める請願」
に賛成の立場で討論いたします。

請願第 3 号「(仮称) ボートピア津幡建設計画の見直しを求める請願」は一町民となられた元町議の 3 名の皆様が心から津幡町の将来を憂い、提出された請願です。この経済情勢の悪化の中、今一度見直しを図るべきではないかと訴えられた請願です。

津幡町と同じく、みどり市が施行者となっている青森県南部町にあるボートピア南部は、環境整備費は、H17 年 3 月定例会での中田議員の計算では 4,500 万円でしたが、すでに、H15 年度:2,879 万円、H16 年度:1,715 万円、H17 年度:1,688 万円、H18 年度:731 万円、H19 年度:642 万円となっています。H20 年度は 580 万円の見込みとのこと。中学生の海外派遣事業も中止になっているそうです。

企業の倒産、従業員の解雇、新卒者の内定取り消しが相次ぎ、地方にも不況の波がひしひしと押し寄せています。このような不安な社会情勢の中、津幡町にとって、ボートピアは本当に必要なのでしょうか。計画された 3 年前とは社会事情は大きく変化しており、未だ開発行為、警察協定、国交省への申請もされていない現在、見直しを図る時期ではないでしょうか。

ボートピア誘致の是非は 100 年後に結果が出るのではなく、この数年の間に結果が出ます。行政のありようを監視する、津幡町の将来に責任をもつ、のが私たち議員の使命ではありませんか。一度賛成したからというのではなく、立ち止まって、将来の津幡町のために考えていただきたいと願います。

請願第 4 号「津幡町住民投票条例制定を求める請願」についてです。

住民投票制度は地域の重要な課題について、住民の意思を、直接、議会や首長に届ける「究極の町民参加手法」と言われています。常設の条例制定により、住民の行政への参画機会を制度的に保証し、住民の意見をよりの確に反映することができる手段です。

お隣の内灘町では、ニセコ町から学び、「まちづくり基本条例」、「住民投票条例」の制定に取り組むことを目指しています。

これからの津幡町が、更に、町民と行政が一体となって協働のまちづくりを進めるためにも「津幡町住民投票条例制定を求める請願」に賛成します。

次に 12 月議会で継続審査となった

請願 35 号「町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願」ですが、

津幡町議会委員会条例の第 17 条に、委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができるという条例がありますが、せっかくの条例はあるだけ。実際には傍聴ができない状況です。金沢市、内灘町、かほく市、小矢部市では既に委員会条例に沿って、傍聴が許可されています。

請願者は 2 年前から、委員長に対し、定例会ごとに、口頭あるいは文書で何度となく申請し、そしてこの請願に至っているわけです。

傍聴を許可しない理由として、会議室が狭いことを第 1 の理由としていますが、役場には他に広い会議室もあるわけで、なんらかの方法が考えられるわけで、住民の要望になんとかして応えようとする姿勢、住民の目線で考えるかどうかが問われています。

許可しない第 2 の理由として、傍聴人がいる中では、本音で意見が言えないという声もあります。私は、これまでに 2 回、かほく市の委員会を傍聴しました。希望者は誰でも傍聴でき、8 人の傍聴席、委員会資料が用意されていました。

議員のみなさんは、活発に質疑、討議されていて、誰にも開かれた気持ちのよい委員会となっていました。情報の共有こそが信頼される議会への一歩だと思います。

さて、請願 36 号「町議会の議事録を町のホームページでも公開するよう求める請願」です。11 月 20 日に提出し、12 月定例会で総務常任委員会に付託され、継続審査となっていた請願です。

議会議事録の公開については、図書館、公民館でも冊子、昨年 3 月からは CD で公開されています。が、更に、このインターネットの時代、町のホームページでの公開を求めるのは、町民の至極当然の要望だと思います。

先月 2 月 23 日、突然、町のホームページに 9 月議会の議事録が初公開されたことが新聞で報道されました。情報公開という点で大きく前進したことになります。

しかし、この請願 36 号が今回不採択になるというのは、どう考えても納得のいかないことです。

議事録のインターネット公開は、2 月 23 日の公開が予め計画されていたのでしょうか。前もって予定されていたのなら、せめて請願 36 号の紹介議員に説明があってもしかるべきではないですか。あるいは、ホームページで公開する時点で、報告がなされるのがすじではないですか。請願者に何の連絡もなし。紹介議員にも一切なし。継続審査の請願をなぜ取り下げずにそのままにしたのか、と非難されること自体、理解できません。

『議員必携』には、「議会に請願の受理権を認めたのは、住民自治の立場から、住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に

努めさせるため」と記されています。

この請願は、
委員会での採択、不採択の採択基準である、

- ・ 願意が妥当であるか。
- ・ 実現の可能性があるか。

といった基準をおおいに満たしています。

願意は妥当であり、しかも実現までしたにも関わらず、不採択とする意味がまったく理解できません。なんの落ち度もない請願を不採択にするのならば、前回継続とした理由、今回不採択とした理由を、町民にはっきり示す必要があるのではないですか。説明のない不採択では、住民を納得させることはできません。町民の信頼を得ることはありません。納得のいく説明をぜひお願いしたいと申し添え、以上、私の賛成討論といたします。